

## 第3章 循環型社会の形成

### 第1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について

#### 1 循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）

循環型社会基本計画において示された、物質フロー指標に関する目標及び取組指標に関する目標の達成や、低炭素社会・自然共生社会との統合的取組、地域循環圏の構築、国際的な循環型社会の構築へ向けた取組を進めます。

また、廃棄物の焼却や埋立てに伴う温室効果ガスについては、その排出量の抑制を図ります。

#### 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

平成13年5月に環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を決定し公表しています。その中では、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とすること等を定めています。これにより平成22年12月に改正した基本方針では、平成27年度において一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量をそれぞれ平成19年度に対し約22%、約12%に削減することとしています。

また、同基本方針において、国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内の廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑にできるよう、平成25年4月に見直した「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」のさらなる普及等を通じた技術的な支援等に努めることとされていることから、市町村等による導入を引き続き支援するとともに、必要に応じて、これらの見直しに向けた検討を進めていきます。

さらに、平成25年5月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、廃棄物処理における3Rの推進を前提としつつ、一般廃棄物処理における地球温暖化対策や災害対策の強化等を実施していきます。

廃棄物系バイオマスについては、分別、収集運搬、再生、利活用を含めたシステム全体について、具体的かつ実践的な再生利用手法を提示し、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ります。

また、産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業に対する補助制度により、廃棄物処理センター等の公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進を図ります。

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場整備を促進して、埋立ての円滑な実施を図ります。また、首都圏においては、必要な広域処理場を確保して、埋立ての円滑な実施を図ります。

産業廃棄物問題の根本的な解決に向け、不法投棄等の不適正処理事案の発生の未然防止や電子マニフェストの普及促進等による廃棄物処理システムの透明性の向上、優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を昨年度に引き続き進めてまいります。

石綿を含む廃棄物及び微量のポリ塩化ビフェニル（PCB）に汚染された廃電気機器等の円滑かつ安全な

処理を促進するために、処理技術に関する検討を行うとともに、無害化処理認定制度により、これらの廃棄物の無害化処理を促進します。

### 3 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

従来進めてきた取組に加え、産業構造審議会において平成20年1月に取りまとめられた報告書に基づいて、世界最高水準の省資源社会の実現を図るため、各種資源の投入量のさらなる低減施策に取り組み、我が国産業の競争力の維持・強化等を図ります。

### 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

改正後の容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、容器包装廃棄物排出抑制推進員（愛称：3R推進マイスター）を活用した消費者へのさらなる普及啓発や、小売業に属する事業を行う者（指定容器包装利用事業者）に対して義務付けられた、レジ袋をはじめとした容器包装廃棄物の排出抑制促進措置を着実に実施し、容器包装の使用合理化を図ります。また、市町村における分別収集や、店頭回収等の多様な回収ルートによる回収の促進を通じて、容器包装廃棄物の分別収集を促進してまいります。

「環境物品等の調達の促進に関する基本方針」の改訂に基づき、国等の各機関による再使用の促進のために容器包装の返却・回収が可能なリターナブル商品の購入の拡大を検討します。

平成26年から、一部の清涼飲料メーカーでも、100%ペットボトルを再生したボトルを使用している旨が表示された商品が流通されるなど、企業の社会的責任（CSR）の観点や、再生材の利用が商品のアピールポイントとなることから積極利用する動きが進んでいます。国としても、繰り返し利用可能な容器包装、再生材を活用した製品の利用を積極的に進めていきます。

平成25年4月に改正法施行後5年が経過したことから、施行状況を確認し必要な措置をとるため、制度の評価・検討を引き続き進めていきます。

### 5 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

家電リサイクル法施行令の改正により平成21年4月から追加された対象機器（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）も含めて、引き続き、使用済家電の適正なりサイクルを進めていきます。また、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの使用済家電のフローについて把握し、不適正処理対策を講じていきます。

不適正な処理ルートの対策に関しては、環境省から地方自治体宛てに不用品回収業者が取り扱う使用済み家電製品についての通知（「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」）に基づき、対策を強化していきます。

平成20年2月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を受け、施行状況を確認し必要な措置をとるため、制度の評価・検討を引き続き進めていきます。

### 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）については、引き続き分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化等を促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を図ります。また、関係者間の連携強化、分別解体、再資源化の促進に向けて建設リサイクルに関する普及啓発等を図っていきます。

さらに、「建設リサイクル推進計画2008」に続く新たな建設リサイクル推進計画の策定及び新計画に基づく施策の着実な実施等の必要な措置を講じます。

## 7 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進します。

また、食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、食品廃棄物等の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進します。

平成24年12月に改正法施行後5年が経過したことから、施行状況を確認し必要な措置をとるため、制度の評価・検討を引き続き進めていきます。

## 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

使用済自動車に係る廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保に向け、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、平成22年1月にまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」等を踏まえつつ、引き続き必要な措置を講じます。また、同報告書において、検討から5年以内を目途に改めて制度の在り方について検討を行うことが適当であるとされていることを受け、自動車リサイクル制度の評価・検討を進めていきます。

さらに、制度の円滑な施行に向けて、関係事業者や自動車所有者等に対して制度の周知を図るほか、使用済自動車の引取りに支障が生じている離島市町村や、使用済自動車の不法投棄に対して行政代執行を行う都道府県等に対し、支援事業を行います。

## 9 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成25年4月1日から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）については、平成27年までに、年間14万トン、国民1人当たり年間1kgの使用済小形電子機器等を回収するという目標の達成を図るため、制度を推進していきます。

## 10 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）に基づき、農林漁業者やバイオ燃料製造業者が連携して原料生産からバイオ燃料（エタノール、木質ペレット等）製造までを行う「生産製造連携事業」及びバイオ燃料の製造の高度化等に向けた研究開発を行う「研究開発事業」にかかわる計画を国が認定し、新設したバイオ燃料製造施設に係る固定資産税の軽減（平成28年3月31日新設分まで）、農林漁業者に対する改良資金等の償還期間の延長、品種登録の出願料及び登録料の軽減等の支援措置を実施します。

## 11 バイオマス活用推進基本法

バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）に基づき、平成22年12月に閣議決定した「バイオ

マス活用推進基本計画」における目標達成のため、関係7府省共同でとりまとめたバイオマス事業化戦略を踏まえ、技術とバイオマスの選択と集中による事業化（バイオマス産業都市）の推進を図っていきます。

## 12 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国及び独立行政法人等の各機関では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に即して毎年度環境物品等の調達方針を作成・公表し、これに基づいて環境物品等の調達の推進を図ります。

地方公共団体におけるグリーン購入の取組を促すため、地方公共団体を対象としたグリーン購入に関するアンケート調査や、基本方針の変更についての説明会等を行うとともに、地方公共団体向けグリーン購入取組ガイドラインを用いた普及啓発に努めます。

さらに、幅広い主体による環境物品等の購入を推進するため、環境物品等に関する情報の信頼性確保及び情報提供体制のあり方についてのガイドラインの普及・啓発を行います。

廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の積極的な購入を進めるため、グリーン購入の率先した取組について情報提供することによって、グリーン購入の促進を図っていきます。

## 13 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

国は、日本環境安全事業株式会社を活用し、PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物を処理するため、全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭）に整備された拠点的広域処理施設における可能な限り早期の処理完了に向けた施策の推進を図っていきます。

また、処理費用負担能力の小さい中小企業者等が保管しているPCBを使用した高圧トランス等及びPCB汚染物等の処理に係る負担を軽減するために設置しているPCB廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行います。

微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、合理的かつ効率的な処理方策の検討を行うとともに、廃棄物処理法における無害化処理認定により処理体制の整備等を行い、確実かつ適正な処理を進めるための必要な施策を一層推進していきます。

さらに、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月）において示された基本的な考え方を踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更し、わが国における1日も早いPCB廃棄物の処理完了に向けた取組を進めます。

## 14 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）は、平成24年度の法改正により、同法の有効期限が24年度末から34年度末まで延長されています。

平成9年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事案について、都道府県等が実施する特定支障除去等事業を支援することにより、産廃特措法の有効期限までに支障等の除去が完了するよう引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図っていきます。

## 15 浄化槽法

昭和60年10月に施行された浄化槽法では、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿

及び雑排水の適正な処理を図り、これを通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、浄化槽の製造、設置、管理にわたる一連の過程を一元的にとらえて規制を強化し、同時に、設置、管理の業務に携わる者の身分資格を定めています。

今後は、現行制度のさらなる徹底を図り、浄化槽の適正な設置及び維持管理を進めていきます。

## 第2節 循環型社会を形成する基盤整備

### 1 「質」にも着目した循環型社会の構築

#### (1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

廃棄物の有料化に伴うさまざまな問題に関する考え方や、有料化の検討の進め方等について取りまとめたガイドラインを通じて有料化を行う市町村を支援していきます。また、ごみ（一般廃棄物）処理有料化等に関する、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、必要な施策及び上記ガイドライン改正の必要性の検討を行います。

リユースについては、引き続きモデル事業を継続して実施しながら、継続性のある事業を見極め、その取組等を各地に広げていきます。

#### (2) 使用済製品からの有用金属の回収

自治体における使用済小型電子機器等の回収体制の構築や収集運搬等を支援しつつ、制度の普及啓発を行っていきます。

平成25年5月に行った市町村アンケートによると、約75%の市町村（人口ベースで約90%）が小型家電リサイクル制度への参加に前向きな意向を示した一方で、具体的な回収方法や回収品目については未定と回答した市町村が多かったことを受け、今後は、これまでの実証事業等で得られた知見を自治体間で共有するとともに、回収体制の構築が円滑に進むよう運用支援業務を実施し、さらなるリサイクルの促進を図ります。

#### (3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進

我が国ではガラスびん、アルミ缶、ペットボトル、食品トレイ、自動車のバンパー等で水平リサイクルが行われています。リサイクルの質を向上させ、持続可能な資源活用をさらに推進していくため、引き続き、社会的費用の減少や地球温暖化対策とのバランスも考慮しつつ、高度で高付加価値な水平リサイクルなどを社会に定着させることを目指した施策を実施していきます。

#### (4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの推進

平成25年10月に熊本で開催された外交会議において、「水銀に関する水俣条約」が採択されました。条約により、今後水銀の使用用途が制限されることから、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定されます。このため、水銀廃棄物（廃金属水銀、水銀汚染物、水銀添加廃製品）の環境上適正な処理方策について検討を進めていきます。

## (5) 災害時の廃棄物処理システムの強化

南海トラフ巨大地震や首都直下地震が発生した場合、これまでの経験をはるかに上回る量の災害廃棄物が発生すると予測されています。

このため、環境省では、平成25年10月に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」を開催し、巨大災害発生に備えて、災害廃棄物の発生量の推計、既存の廃棄物処理施設における処理可能量の推計を踏まえ、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進め、平成26年3月31日に、中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」を公表しました。

これを踏まえ、地域ごとに関係者と連携を取りながら、巨大災害に備えた災害廃棄物処理に関する制度的な対応を検討するとともに、広域的な廃棄物処理体制が図られるように、地域ごとに国・自治体・事業者等が連携して巨大災害への対策や防災用設備の導入・備蓄及び体制の強化に関する地域ごとの具体的な方策を検討します。

平成26年度以降は、これらの検討状況を踏まえ、巨大災害に備えた国・自治体・事業者等が共有できる行動指針・行動計画の策定を目指すこととしており、各地方環境事務所とも連携して、地域に即したより具体的な検討を進めていく予定です。

さらに、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、一般廃棄物処理施設の整備については、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムを確保するため、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設への重点的支援、基幹的設備の改良等による長寿命化・延命化等、交付金制度の活用による対策を引き続き進めていきます。

## 2 低炭素社会・自然共生社会づくりとの統合的取組

廃棄物の焼却や埋立てに伴う温室効果ガスの削減を図る観点からも、その発生量の抑制を図ります。

具体的には、廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用の推進によって廃棄物焼却量や直接埋立量の抑制を図ります。また、化石系資源の使用量の抑制を図るため、廃棄物発電施設や、有機性廃棄物からのメタン回収を高い効率で行う施設に対し補助するなど、廃棄物の焼却に伴って生じる排熱を有効に活用する廃棄物発電・熱利用やバイオマスエネルギーの活用を推進していきます。木くずなど有機性廃棄物の最終処分場への直接埋立については、温暖化効果の高いメタンを発生することから、原則として行わないこととし、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要があります。

また、循環型社会の形成等の観点を踏まえ、加工時のエネルギー消費量が少なく、再生産可能な資源としての特性を有する木材の利用を推進していきます。

## 3 地域循環圏の高度化

地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けて、ゼロ・エミッション構想推進を目的とした全国26か所の「エコタウン事業」認定地域を核に、適正な地域循環圏構築に向けた取組、既存のエコタウン等の高度化に向けた取組、リサイクルと温暖化対策を同時に行う取組への支援等を行います。

## 4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

下水道事業において発生する汚泥は、近年は減少傾向にあるものの、産業廃棄物の総発生量の約19%を占めており、下水汚泥を受け入れている最終処分場の残余年数が依然として非常に厳しい状況にあることから、今後さらなる汚泥の減量化、再生利用に加え、地球温暖化対策の推進も踏まえたエネルギー利用が必要

となっています。このような状況を踏まえ、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発などに取り組んでいきます。

バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22年12月閣議決定)に基づき、以下の取組を実施します。

- [1] 国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術の確立を目指します。
- [2] 農山漁村の自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けて、バイオ燃料や熱エネルギーを効率的に生産・利用するための技術の開発を推進します。

また、関係7府省共同で策定したバイオマス事業化戦略に基づき、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進します。

加工時のエネルギー消費量が少ない地域材の利用等を推進するとともに、建設廃棄木材等の廃棄物系の木質資源のうち未利用となっている資源の再利用・再資源化を図るため、木質複合材料等の開発を行います。さらに、家畜排せつ物等有機性資源の堆肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環的利用の促進等を推進します。また、農業集落排水事業において、発生する汚泥の有機肥料等へのリサイクルを推進します。このほか、水産系副産物である貝殻の再資源化により資源の循環的利用を推進します。

## 5 循環産業の育成

### (1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

循環型社会の形成の礎となる産業廃棄物処理業の優良化を推進するため、優良産廃処理業者認定制度を活用して、環境配慮契約法の仕組みが地方公共団体や民間部門に波及していくよう関係者に働きかけるなどにより、適正処理に意欲的な処理業者が市場で適切に評価され、産業廃棄物の排出事業者から積極的に処理を委託されるような環境づくりを引き続き行っていきます。

事業者が、再生資源の利用率目標の達成及び再生資源の新規用途の開発などの、個別品目の状況に応じた再生利用能力の向上を図ることを促進します。また、再生資源やリサイクル製品は、初めて使用される資源やこれによる製品に比べて割高になりがちであることも踏まえつつ、信頼性を確保し、国、地方公共団体、事業者、国民すべての主体がリサイクル製品を積極的に利用することなどにより、リサイクル製品の利用・市場の育成等を推進します。

そのほか、環境報告ガイドラインの改訂を受けて、その活用・啓発に努め、さらなる環境情報の開示促進と質の向上に向けた取組を進めます。

### (2) 廃棄物発電設備など廃棄物処理・リサイクル施設の整備推進

廃棄物の3Rを推進するための目標を設定し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させます。

また、主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援していきます。

さらに、平成26年度税制改正において、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置及び最終処分場に係

る維持管理積立金制度に係る特例措置について、その適用期限を2年間延長することとしています。

浄化槽においては、単独処理浄化槽の撤去費用に対して助成を行うことで、引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。また、温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO<sub>2</sub>削減対策の促進を図るため、低炭素社会対応型浄化槽の整備を引き続き推進していきます。

また、畜産業において発生する家畜排せつ物等については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第58号）等に基づき、適正な管理を徹底するとともに、地域における有効利用を促進し、効率的かつ環境保全上適切に循環するシステムを形成するための施設整備等を推進します。

再資源化施設に関しては、建設廃棄物等の再資源化を促進するため、再資源化施設の稼働状況等に関する情報交換システムの運用を推し進めていくとともに、再資源化施設の立地について、その適正な立地誘導等が図られるよう必要な施策について検討を進めていきます。

水産物の加工流通過程における排水処理の高度化及び水産加工残さ等のリサイクルの促進に必要な施設整備を推進します。港湾における廃棄物埋立護岸について、東京湾等において整備を行います。

### (3) 静脈物流システムの構築

建設資源のリサイクルを促進するため、首都圏の建設発生土を全国の港湾建設資源として広域的に有効利用するプロジェクト（いわゆるスーパーフェニックス計画）として、平成26年度には小名浜港、相馬港及び広島港において建設発生土の受入を実施します。

静脈物流の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）に指定し、リサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、循環資源の収集・保管・処理の総合的な静脈物流拠点を形成し、ネットワーク化を図ります。

また、平成26年度に開始するモーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、引き続き、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費等に補助をしていきます。

## 6 廃棄物の適正な処理

### (1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の未然防止・拡大防止対策として、廃棄物処理法の厳格な適用を図るとともに、引き続き、5月30日から6月5日までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施します。また、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用及び現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣することにより都道府県等を支援し、不法投棄等の撲滅に向けた取組を進めていきます。

産廃特措法に基づく特定支障除去等事業が同法の有効期限までに完了するよう事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、平成25年2月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書－当面の財政的な支援について－」も踏まえて、引き続き財政支援のあり方等の検討を進めていきます。

シップリサイクル条約の施行を支援するため、我が国主導の下、各種ガイドラインの作成を行います。

国内においては、世界に先駆け、環境に配慮した先進国型のシップリサイクルシステムを構築するため、解体技術手法の調査研究を実施するなどさらなる取組を推進します。

使用済みFRP船の処理については、平成20年度から全国において一般社団法人日本マリン事業協会が「FRP船リサイクルシステム」の本格運用を開始したため、今後ともリサイクル処理の必要性及びFRP船リサイクルシステムの周知啓発等を行うことにより、FRP船のリサイクル処理の普及促進に取り組んでいきます。

## (2) 最終処分場の確保等

最終処分場の確保が特に困難となっている大都市圏のうち、近畿圏においては、大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域処理場（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、排水処理施設等）の整備促進及び埋立の円滑な実施を通じ、安全・安心・安定的な埋立処分容量の確保を図ります。また、首都圏をはじめその他の地域において、広域処理場の確保が必要となった際に、関係地方公共団体間に適切な働きかけを講じられるよう、次期広域処理場のあり方についての検討を実施します。

## 7 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

### (1) 環境教育等の推進

文部科学省では、学校における環境教育の推進を図るため、引き続き、環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）協力校の指定を行います。文部科学省と連携・協力の下、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進しており、昨年度から継続している「人材育成事業」においては学校を中心にESDを実証する場を増やしていくとともに、汎用化できるモデルプログラムの開発を行う予定です。また、「環境教育リーダー研修」を実施し、環境教育を担当する教員等の資質能力の向上を図る取組も引き続き行うこととしています。

### (2) 3Rに関する情報共有と普及啓発

国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施します。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援します。

経済産業省では、引き続き、普及啓発用DVD「レッツゴー3R」等の貸出等を実施します。

また、3R教育に資する関連資料の配付等も引き続き実施します。

さらに、環境負荷の低減、環境情報の提供、JISの活用等を念頭におき、消費者等利害関係者からの意見を反映し、規格の制定・改正を行い、JISに対する信頼感に答えていきます。さらに、平成19年7月に策定した「国際標準化アクションプラン」に基づき、我が国の優れた環境技術を国際提案し、国際標準化活動に取り組みます。

## 8 その他

循環型社会基本法では、政府は、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な財政上の措置等を講じることとしています。国の各府省の予算のうち、「循環型社会」の形成を推進するための経費は、平成26年度当初予算額で約1,447億6,375万円となっています（表3-2-1）。

地方公共団体は、循環型社会の形成に関するさまざまな施策を策定・実施する主体です。その施策は当該区域の自然的社会的条件を踏まえて実施されるものであることから、国は、地方公共団体が実施する施策の適切さを確保するために、地方公共団体が施策を実施する際に参考となる基準・指針の設定等、地方公共団体を支援する措置を講じていきます。

また、地方公共団体が循環型社会の形成に関する施策を講ずるために必要な費用について、交付金、地方

公共団体への融資等、必要な財政措置を講じます。

表3-2-1 主な循環型社会形成推進基本法関係予算

	(百万円)	
	H26年度	H25年度
	144,763	309,323
<b>国内における取組</b>	<b>143,673</b>	<b>308,392</b>
1. 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開	39,932	99,803
・循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進		
・循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進		
2. 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり	0	0
3. 一人一人のライフスタイルの変革	100	280
4. 循環型社会ビジネスの振興	37	941
5. 循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実	99,228	200,637
6. 3Rの技術とシステムの高度化	4,150	280
7. 循環型社会形成に関連した情報の確かな把握・提供と人材育成	226	6,450
<b>海外との関係における資源循環</b>	<b>1,090</b>	<b>931</b>
1. 循環資源の国際的な動き	153	196
2. 東アジア循環圏等国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献	937	735
・我が国の制度・技術・経験の国際展開		
・東アジア全体などでの資源循環の実現		
・アジア3R研究・情報ネットワークと共通ルールの構築		
・国際的な資源生産性の向上に向けた我が国の貢献		

資料：環境省

### 第3節 国際的な循環型社会の構築

#### 1 有害廃棄物の適正管理

有害廃棄物の不適正な輸出入を防止するため、引き続き、地方環境事務所による立入検査等の現場対応を進め、都道府県や税関等との連携を図ることにより監視の強化に努めます。

また、有害物質を含んだ使用済電気電子機器については、金属スクラップに混入され輸出されることが無いよう、金属スクラップの有害特性分析方法の検討を進めていきます。さらに、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」等による情報交換を引き続き行い、特にアジア各国との連携を推進し、日本からの不法輸出入防止を図ります。これに加え、バーゼル条約事務局・地域センター及び関連国際機関との連携も強化し、アジア太平洋地域におけるE-wasteやコンピュータ機器廃棄物などの環境上適正な管理、有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するガイダンス等策定に向けた財政的・技術的支援を行います。

#### 2 「アジア太平洋3R推進フォーラム」等を活用した3Rの国際的推進

我が国の提唱により、平成21年11月に設立された「アジア3R推進フォーラム」を活用することにより、アジア各国政府、国際機関、援助機関、企業等さまざまな主体の国際連携を促進するとともに、アジアにおける3Rの推進のための政策立案・実施等のための国際協力をより有機的に行います。また、UNEP国際資源パネルにおける資源利用に伴う環境影響に関する科学的知見の取りまとめや、CCACの都市廃棄物イニシアチブにおけるSLCPs（ブラックカーボン、メタン、HFCなど）の削減に向けた取組、OECDにおける資源生産性向上に係る取組等の活動を引き続き支援していきます。

また、持続可能な消費と生産に関する10年枠組のための理事会メンバーとして我が国の知見を活用し、循環型社会の形成に向けた貢献を行っていきます。

### 3 廃棄物・リサイクルに関する我が国循環産業の国際展開の支援

環境省は平成23年度より、我が国循環産業（廃棄物処理・リサイクル産業）が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始しました。平成25年度からは、今まで実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力とも連携し、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして積極的に国際展開を支援するため、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名称を変更し、より充実した支援を行っています。平成26年度も、循環産業の国際展開に資する情報収集・発信、具体的な海外事業展開や国際資源循環を想定した実現可能性調査等支援、次世代循環産業の国際展開に向けたビジネスモデルの確立支援等を積極的に実施します。

特にリサイクルに関しては、近年、アジアでは、各国の経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰により資源需要が高まっており、リサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要が高まっています。

一方、我が国のリサイクル産業には、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウが蓄積されており、アジアにおけるこうしたインフラ需要の高まりは、我が国企業にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

こうした状況を踏まえ、経済産業省では平成22年6月に発表した産業構造ビジョンにおいて、戦略的に推進すべきインフラ関連/システム輸出分野の一つにリサイクル分野を位置付け、我が国企業のアジア展開を積極的に支援しています。

具体的には、アジア各国における、法制度、市場規模、収益性及び事業リスク等を調査・分析し、我が国企業によるリサイクルビジネス展開の可能性調査を行います。

また、各地域で直面している廃棄物・リサイクル問題を解決するため、我が国のリサイクル技術・システムを活用した実証事業を実施しています。平成26年度は、インドにおいて電気電子機器廃棄物リサイクル、インドネシアにおいて廃エンジンオイル等リサイクルに関する事業を実施します。

### 4 し尿処理システムの国際普及の推進

国連ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない25億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、浄化槽やし尿処理施設などの日本における分散型とし尿処理システムの国際普及を図ります。

## 第4節 東日本大震災により生じた災害廃棄物及び放射性物質に汚染された廃棄物の処理

### 1 災害廃棄物等の処理

災害廃棄物等の処理は市町村が行っていますが、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、市町村の長から要請があった相馬市、新地町、広野町及び南相馬市の4市町の災害廃棄物（可燃物）について、国が代行処理をしています。引き続き、できるだけ早期処理完了を目指し、着実に処理を進めていきます。

### 2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

#### (1) 福島県内

##### ア 対策地域内廃棄物の処理

対策地域内の災害廃棄物等については、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標として進めていきます。平成25年度末時点で、楢葉町、川内村、大熊町の3町村については帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了しました。また、南相馬市についても目標通り、一部を除き搬入しました。双葉町、飯舘村、川俣町及び葛尾村の4町村については平成26年度、浪江町及び富岡町の2町については平成27年度（家の片付けごみは平成26年度）を搬入目標として進めてまいります（田村市については、仮置場を設置せずに処理）。

また、仮置場への搬入後の処理についても、既にいくつかの市町村で設置場所を確保しており、仮設処理施設の建設を進めていきます。

なお、帰還困難区域については、廃棄物処理に従事する作業員の方の安全確保等の点にかんがみ、当該地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針について検討することとしています。

##### イ 指定廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気発生などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、現在実施中の焼却等の減容化事業を継続するとともに必要な施設の整備を進めます。

#### (2) 福島県以外

福島県以外の指定廃棄物については、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な最終処分場等を確保する方針です。

平成25年2月に、自治体との意見交換を重視した候補地の選定プロセスを大幅に見直すという方針を公表し、これまで有識者会議や関係5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）において市町村長会議の開催を重ね、市町村長から直接御意見を伺い、県ごとの事情に応じて、処分場の候補地を選定する手法などについて丁寧な議論してきました。

宮城県については、確定した選定作業を実施した結果、平成26年1月に詳細調査の候補地として3か所を提示しており、地元で丁寧に説明を行って、詳細調査へのご理解が得られるよう調整していきます。

栃木県については、昨年12月に選定方法を決定し、候補地の選定作業を進めています。今後、詳細調査の候補地を1か所提示する予定です。

その他の3県においても、地域の実情やさまざまな御意見を踏まえて、丁寧に取り組んでいるところであり、今後とも、指定廃棄物の処理を着実に前進させることができるよう取り組んでまいります。